

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

**佐賀県人事委員会規則第10号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後														
<p><b>第4条の4</b> 県職員給与条例第17条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、本庁の部長、局長、理事、情報統括監、医療統括監及び会計管理者、<u>首都圏事務所長</u>、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、教育庁の理事、本庁の副部長、副局長、政策総括監、政策調整監（佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）第22条第2項に規定する職に限る。）、さがデザイン総括監、税政総括監、スポーツ総括監、企業立地総括監及び出納局長、議会事務局副事務局長、労働委員会事務局長、教育庁の副教育長及び教育庁危機管理・広報総括監並びに警察本部の部長、首席参事官、参事官（行政職給料表の適用を受ける職に限る。）及び警察学校長の職にある職員（休職にされている職員のうち県職員給与条例第16条の5第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）とする。</p>	<p><b>第4条の4</b> 県職員給与条例第17条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、本庁の部長、局長、理事、情報統括監、医療統括監及び会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、教育庁の理事、本庁の副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、スポーツ総括監、企業立地総括監及び出納局長、<u>首都圏事務所長</u>、議会事務局副事務局長、労働委員会事務局長、教育庁の副教育長及び教育庁危機管理・広報総括監並びに警察本部の部長、首席参事官、参事官（行政職給料表の適用を受ける職に限る。）及び警察学校長の職にある職員（休職にされている職員のうち県職員給与条例第16条の5第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）とする。</p>														
<p>2 略 別表第1（第4条の3関係）</p>	<p>2 略 別表第1（第4条の3関係）</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="239 1161 452 1209">給料表</th> <th data-bbox="452 1161 835 1209">職員</th> <th data-bbox="835 1161 1108 1209">加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="239 1209 452 1385" rowspan="2">行政職給料表</td> <td data-bbox="452 1209 835 1257">略</td> <td data-bbox="835 1209 1108 1385" rowspan="2">100分の5（人事委員会が別に定める職員にあっては、</td> </tr> <tr> <td data-bbox="452 1257 835 1385"><u>係長級の職にある職員（人事委員会が定める職員を除く。）</u></td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職員	加算割合	行政職給料表	略	100分の5（人事委員会が別に定める職員にあっては、	<u>係長級の職にある職員（人事委員会が定める職員を除く。）</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 1161 1379 1209">給料表</th> <th data-bbox="1379 1161 1762 1209">職員</th> <th data-bbox="1762 1161 2036 1209">加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 1209 1379 1385" rowspan="2">行政職給料表</td> <td data-bbox="1379 1209 1762 1257">略</td> <td data-bbox="1762 1209 2036 1385" rowspan="2">100分の5（人事委員会が別に定める職員にあっては、</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1379 1257 1762 1385">係長級の職にある職員</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職員	加算割合	行政職給料表	略	100分の5（人事委員会が別に定める職員にあっては、	係長級の職にある職員
給料表	職員	加算割合													
行政職給料表	略	100分の5（人事委員会が別に定める職員にあっては、													
	<u>係長級の職にある職員（人事委員会が定める職員を除く。）</u>														
給料表	職員	加算割合													
行政職給料表	略	100分の5（人事委員会が別に定める職員にあっては、													
	係長級の職にある職員														

改正前				改正後			
			100分の10)				100分の10)
				研究職給料表	部長級又は副部長級の職にある職員		100分の20
					課長級の職にある職員		100分の15
					副課長級の職にある職員		100分の10
					係長級の職にある職員		100分の5（人事委員会が別に定める職員にあっては、100分の10）
	研究職給料表	部長級又は副部長級の職にある職員	100分の20	医療職給料表（一）	部長級又は副部長級の職にある職員		100分の20
	医療職給料表（一）	課長級の職にある職員	100分の15	医療職給料表（二）	課長級の職にある職員		100分の15
	医療職給料表（二）	副課長級の職にある職員	100分の10	医療職給料表（三）	副課長級の職にある職員		100分の10
	医療職給料表（三）	係長級の職にある職員（人事委員会が別に定める職員を除く。）又は人事委員会が定める職員	100分の5（人事委員会が別に定める職員にあっては、100分の10）		係長級の職にある職員（人事委員会が別に定める職員を除く。）又は人事委員会が定める職員		100分の5（人事委員会が別に定める職員にあっては、100分の10）
	略			略			
備考 1 略				備考 1 略			
2 この表の職員欄の「部長級」、「副部長級」、「課長級」、「副課長級」及び「係長級」並びに「警視級」、「警部級」、「警部補級」及び「巡查部長級」に該当する職の区分については、人事委員会が別に定める。				2 この表の職員欄の「部長級」、「副部長級」、「課長級」、「副課長級」及び「係長級」並びに「警視級」、「警部級」、「警部補級」及び「巡查部長級」については、各任命権者における職制上の段階による職の区分によるものとする。			
3～5 略				3～5 略			

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。